



春分の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
確定申告期間中はご理解ご協力ありがとうございました。

重要情報

1. マイナポータル法人設立ワンストップ開始

マイナンバーカードを持っていれば、法人設立が自宅にいながら自分でできるサービスが開始されています。定款認証と設立登記、税務署等への届け出など基本手続きが網羅されました。

2. 自己株式による買収の税制措置創設

R3.4月以後、会社法の株式交付制度により、自己株式を対価にして他社を買収等するM&Aについて、売り手の株式譲渡損益を繰り延べる(金銭売買の場合は譲渡損益に課税が発生)制度が創設されています。

3. 奨学金の代理返還は非課税給与

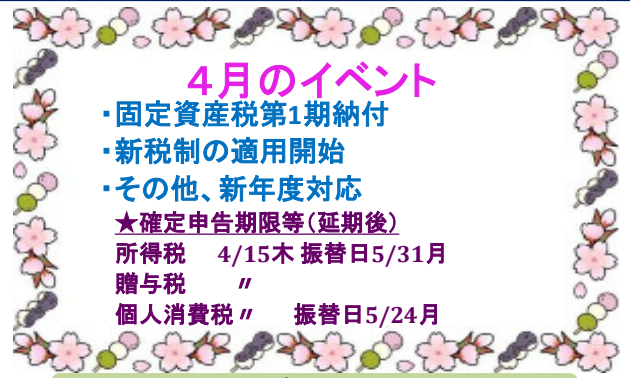
R3.4月から独法日本学生支援機構が開始する「奨学金返還支援(代理返還)」制度に基づき、勤務先が従業員の奨学金を肩代わりする場合、当該資金は給与課税されない「学資金」として取り扱われます。

元バックパッカー赤羽の旅嘸(バカ)



北海道 AUG2019 美瑛びえい富良野旭川

二風谷にぶたにアイヌコタン近くのドライブインで、名物キトピロ(行者ニンニク)ラーメンを食べたら一路旭川を目指して北上します。途中、富良野美瑛の景勝地を通り抜けますが、残念ながら一向に晴れません。若い人に人気なのはジェットコースターの道です。セプンスターの木(観光たばこパッケージ)やケンとメリーの木(スカイラインCM)は昭和世代。旭川は旭山動物園近くのゲストハウスに投宿。かつて企業の保養所?研修所?だった建物をセルフリノベして秘密基地感満載の居心地の良いたまり場になっています。食事はスーパーでお惣菜。朝起きたら、オーナーの兄さんがストーブに火を入れています。いまは8月です。ここはストーブを焚かない月がないような、暮らすのは大変そうです。



4月のイベント

- ・固定資産税第1期納付
 - ・新税制の適用開始
 - ・その他、新年度対応
- ★確定申告期限等(延期後)
所得税 4/15木 振替日5/31月
贈与税 " " "
個人消費税 " 振替日5/24月

緊急速報

【一時支援金について】

今回の緊急事態宣言により直接または間接に影響を受ける、飲食店・関連事業者、観光業その他の事業者向けの『一時支援金』の申請がスタートしています。1月から3月までの任意の月の売上高が、前年または前々年同月比で半減している場合に、最大60万円(個人事業は最大30万円)の給付が受けられます。昨年の持続化給付金に類似しますが、事前確認機関に事業実態について確認を受け確認番号を発行してもらう必要がある点で異なります。確認番号は弊所でも発行しておりますが、現時点では顧問先さま以外の受付は開始しておりません。

【時短協力金について】

緊急事態宣言中に酒類を提供する飲食店が営業時間短縮要請に従った場合は一日6万円の協力金の支給が受けられます。申請期限が期間ごとに細かく区切られていますので、都道府県HP等でご確認ください。

晩酌のじかん

長い自粛が続き、自宅での晩酌が完全に定着してしまいました。会食も原則ノンアルにしていますので、家以外でのアルコール摂取の機会がまずありません。さて、緊急事態が解除されますね。様子を見ながらソロリソロリと外に出てみたいと思いつつ、、、
はてさて



☆事務所からの連絡☆

赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red